

令和5年度 第4回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時： 令和6年2月1日（木） 15時00分から

場 所： 鴨川市水道課1階会議室

出席者： 中村 康仁、梶 恵子、和泉 良史、鈴木 一男、相原 和彦、
渥美 俊行

欠席者： 田仲 重郎、業務係長：小倉 信也

事務局： 市長：長谷川 孝夫

水道課長：角田 敬夫、課長補佐：小泉 満、

浄水係長：吉村 洋介、工務係長：鈴木 武志、副主査：乾 陽介

傍聴者： 1名

1 開会

（進行：事務局 小泉課長補佐）

皆さん、こんにちは。

ご案内の時間となりましたので、ただいまから、令和5年度第4回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道課の小泉です。どうぞ、よろしく願いいたします。

はじめに、本日、連絡でございますが、会議終了後に現在建設しております、横渚浄水場自家発電設備の見学をしていただく予定となりますので、よろしくお願いいたします。

配布資料の確認をさせていただきます。「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案1 説明資料 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案2 鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案2 説明資料 鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案3 令和6年度鴨川市水道事業会計予算」、「議案3 説明資料 令和6年度鴨川市水道事業会計予算」、その他に本日

お配りいたしました、「令和6年度水道事業会計予算（案）説明資料」、「報告資料 安房地域における水道事業の統合に係るスケジュールの見直しについて」、以上でございます。資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取り扱いについて、説明をさせていただきます。本日の会議は、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領等により、会議を公開することといたします。また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、田仲重郎委員さんより、欠席の届出がございました。また、梶恵子委員さんより、若干遅れるとの連絡が入っております。本日の出席委員は現在5名でございます。鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことをご報告させていただきます。

2 市長あいさつ

（進行：事務局 小泉課長補佐）

開会にあたりまして、長谷川市長からあいさつを申し上げます。

（長谷川市長）

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、令和5年度の第4回目となります水道事業運営委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。御礼を申し上げます。まずはじめに、いつもいつも挨拶の中で申し上げることでございますが、もうすでに1ヶ月余り経ったところでございますが、今年明けまして早々の能登半島を震源とします大きな地震がありました。そこで多くの人の命が失われ、そしてまた、今も避難生活を送られている方々が、1万3000人を超える方々が避難生活を送っているということでございまして、大変お気の毒だなと思うと同時に、深く心からお悔やみを申し上げ、そしてお見舞いを申し上げます。また、そして一日も早く元通りの生活ができますよう、ここにいる皆様方とともに祈りを申し上げます。させていただきますとこのように思っております。

これもご案内のことと思いますが、本市におきましても応援支援ということ

で職員の派遣をさせていただきました。先週まで派遣をさせていただいたところでごさいます、先般帰ってまいりましたものですから、月曜日の日でしたから、その職員から報告を受けたところでごさいます、大変過酷な状況の中での業務であったということでございました。

まずは、金沢までは電車で行くことができたけれども、それ以後は、珠洲市の方に派遣されたということでございまして、金沢から6時間かけてバスに揺られていったというようなことでごさいます。そして、派遣先での仕事の内容と言いましょうか、業務は、まず避難者、小学校、中学校が避難所になっておったということでございまして、そこの人たちのお世話なりをしたということで、特に大変だったのは、寒さもさることながら、衛生面での排水、排便等々、排尿等々、この処理をするのが大きなお仕事であったということで、大変過酷な仕事であったようでごさいます。それにしても、職員、うちの方の職員、手をあげていただきまして、今伺ったところでありまして、そしてさらには、この後も続けて随時、派遣をさせていただきたいなというふうに思っております。

これは、行けばいいというものではなくして、当然、災害のボランティア等々、センターが立ち上がっておりますものですから、その要請に応じた形の中での派遣ということになっておりまして、誰もが行けるような状況ではないようでごさいます。そうしたことから、順次、要請があったら派遣をしてまいりたいと、このように思っているところでごさいますので、またご理解をいただきたいと思ひます。

しかしながら、私、思うところでごさいます、余談になるところでごさいます、こうした職員、まだまだ手を挙げてくださっているんです。くださっているというか、うちの職員ですから、手を挙げてくれる人がいるわけでごさいます、とにかく若い者は、ボランティア等々、なんていうことがあるんですけれども、職員が率先して手を挙げて、支援してまいりたいというようなことを申し出ているところでごさいます。そうしたことに對しては、深く感謝と言いましょうか、自負しているところでごさいます。まだまだ若い仲間たち、捨てたものではないのと、こんなような思ひを最近したところでごさいまして、改めて申し上げさせていただきたいと思ひます。

それから水道事業におきましても、甚大な被害を受けました珠洲市に派遣を

したいというところでございますが、これは今、給水車ですか、給水車を持って派遣したいということではありますが、まだその要請、うちの手を挙げているところなんですけれども、まだその給水車の派遣要請に備えているところでございますして、まだきちんとした連絡は来ていないものですから、うちの水道事業の方も、給水車の方につきましては、準備を整えているところでございますので、いざとなったら出ていく準備だけはしているところでございますので、改めて申し上げさせていただきたいと思います。

現在の被災地の状況といたしましては、給水車による応急の給水のフェーズから、施設の仮復旧へのフェーズへ移行しているようでございます。水道事業につきましては、その支援体制を応急復旧へのシフトから、断水を徐々に回復しているということを伺っているところでございますして、本市としても、今後も可能な限り、被災地の支援を給水、水道事業としても行ってまいりたいと、このように考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

さて、安房地域におけます水道事業の広域化につきましては、御案内のことと存じますが、令和7年度の末端給水事業体の統合を目指しまして、現在鋭意取り組んでいるところでございますが、本年の1月19日に開催されました九十九里地域、それから南房総地域の水道用水供給事業体と県の水道の統合協議会におきまして、水道用水供給事業体の統合時期を1年間延期をしまして、令和8年4月とすることが決定されたところでございます。

水資源に恵まれていない安房地域にとりましては、南房総広域水道事業団からの受水と県からの補助金によりまして、水道事業の料金水準を維持しているところでございます。このため水道用水供給料金を含めました水道用水供給事業体の統合協議が進まない状況の中では、安房地域の財政収支見込み等を検討することができないことから、統合基本計画（案）の策定などが今、困難な状況になっているところでございます。端的に申し上げますと、県の方の統合が1年間延期になったということでございますので、まだまだうちの方としても、統合の基本計画の策定が今、困難な状況にあるということをご理解いただければと思います。

そうした中で、実は昨日ですね、三市一町の市長、それから町長等々が集まり

まして、2回目となります安房地域水道事業統合協議会が開催されたところでございます。安房地域における水道事業の統合に係るスケジュールの見直しが協議されたところでございまして、統合時期を県が1年間遅らせたということから、用水供給事業体と県営水道の統合時期に合わせまして、令和8年4月とすることが決定したところでございます。この件につきましては、後ほど事務局の方から細かい詳細について報告をさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様方につきましてはご理解をいただければと、このように存じております。

それから、統合までの間でございますが、本市の水道事業の運営に当たりましては、引き続き健全経営と財務基盤強化に向けた取組を進めるとともに、老朽化した水道施設の更新につきましては、有利な財源を活用しながら着実な整備に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、引き続きのお力添いを賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

本日の議事でございますが、ご案内のとおりでございます。鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてということと、それから鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、それからもう一つは、令和6年度の水道事業会計予算の3件をご審議いただくことになっております。これらにつきましては、来る令和6年の第1回の定例市議会におきまして、ご審議をいただく内容になっておるところでございますが、これに先立ちまして、水道事業運営委員会、皆様方のご審議をいただきたいと、このように考えておりまして、ご説明をさせていただきながらご承認を賜りたいと、このように続けております。

この内容等、詳細につきましては、このあと事務局の方から説明いたさせますので、よろしくどうぞお願いいたします。忌憚のない御意見を頂戴構われば大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、挨拶に返させていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

3 議事

(進行：事務局 小泉課長補佐)

会議に入りたいと存じます。鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定に

より、会長が議長となることとなっております。これより進行を、中村会長さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

(中村会長)

改めまして、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。心より御礼申し上げます。

それでは、議事進行は座って進めさせていただきます。本日の会議録の確認をしていただく委員さんにつきましては、和泉良史委員さんと相原和彦委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事を進めさせていただきます。「議案 1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、事務局より説明をお願いいたします。

(角田課長)

それでは、「議案 1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

ご説明は、議案 1 説明資料でさせていただきます。

まず、1 の提案理由でございますが、令和 5 年 5 月 26 日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求めるものでございまして、あらかじめ水道事業運営委員の皆様にご承認を賜りたいものでございます。

2 の内容でございますが、水道法に基づく事務のうち、水質及び衛生に関する事務以外の事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴う条文の整備を行うものでございます。改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

左側が改正前、右側が改正後でございまして、第 5 条、次のページに移りまして、第 37 条、第 43 条にございます厚生労働省令を、国土交通省令に改めたいものでございます。

1 ページに戻りまして、3 の施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日と致したいものでございます。

議案 1 の説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(中村会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑、ございますでしょうか。

ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

ご異議なしと認め、「議案 1 鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

続いて、「議案 2 鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、事務局より説明をお願いいたします。

(角田課長)

それでは、「議案 2 鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案 2 説明資料でご説明いたします。

まず、1 の提案理由でございますが、令和 5 年 5 月 8 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求めるものでございまして、あらかじめ水道事業運営委員の皆様にご承認を賜りたいものでございます。

2 の内容でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い条文の整備を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

左側が改正前、右側が改正後でございますが、「第7条 議会の同意を要する賠償責任の免除」でございますが、法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定を、改正後は法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項に改めたいものでございます。

3の施行期日は、令和6年4月1日と致したいものでございます。

議案2の説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(中村会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

ご質疑、ございますでしょうか。

ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

ご異議なしと認め、議案2「鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり答申することに、決定いたしました。

続きまして、「議案3 令和6年度鴨川市水道事業会計予算」について、事務局より説明をお願いいたします。

(角田課長)

それでは、「議案3 令和6年度鴨川市水道事業会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。着座にて説明させていただきます。

それでは、水道事業運営委員会議案第3説明資料をご覧いただきたいと存じます。

1の提案の理由は、令和6年度鴨川市水道事業会計予算について、地方公営

企業法第 24 条第 2 項の規定により議決を求めるものでございまして、あらかじめ水道事業運営委員の皆様にご承認を頂きたいものでございます。

この議案 3 説明資料につきましては、前年度との比較、及び増減率を記載しておりますので、後ほどご確認を頂ければと存じます。

予算の概要につきましては、本日お配りしました、令和 6 年度水道事業会計予算（案）説明資料にてご説明をさせていただきます。なお、議案である当初予算、及び議案説明資料につきましては、数字による説明となりますため、別に調製いたしました説明資料にてご説明申し上げさせていただきますこと、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

それでは 1 ページをご覧ください。

まず、水道事業の経営方針といたしまして、本市水道事業の財政状況は、人口減少やコロナ禍も含め、収入の柱であります水道料金収入が減少傾向となっております。今後の水道料金の伸びを見込むことが困難な状況の中、千葉県市町村水道総合対策事業補助金や一般会計からの繰入などの財源を有効に活用し、施設の維持管理や修繕・優先度を考慮した改良費用に対応しながら、経営基盤の安定に力を入れてきたところでございます。

鴨川市の主要な施策では「活力ある産業のまちづくり」といたしまして、安房地域の水道事業の統合に係る協議会を設置し、水道事業の統合に向け、安房郡市広域市町村圏事務組合における共同処理事務として、広域化基本計画や施設整備計画の策定などを推進していくこととしておりまして、また、統合までの間の健全経営と、財政基盤の強化に向けた取組を進めるとともに、老朽化した水道施設の更新については、有利な財源を活用しながら、着実な整備に努めていくこととしております。

この方針を基本として、令和 6 年度の予算編成にあたっては、変化する水需要に柔軟に対応できる持続可能なライフラインの整備を念頭に、安全・良質な水の安定供給のための投資の最適化やサービスの向上を目指しながら、併せて財政基盤の強化に努めるなど、効率的な推進を図るための編成とさせていただきました。

次に、令和 6 年度の予算編成にあたっての基本的な考え方でございますが、水道事業の役割は、市民生活や健康を支える重要な社会基盤であることから、

常に安心・安全な水を安定的に供給することが求められております。

一方、今後におきましても老朽化した施設の積み残された更新需要を減らしていく努力をしていかなければ、本年1月1日に発生をいたしました能登半島地震のように、この房総半島で同じような震災があった場合、長期にわたる断水となることが容易に想像できます。

施設更新のため、過去に借入を行いました企業債の償還におきましては、令和4年度が償還のピークとなり、この先企業債の元金が減少していく見込みではございますが、「鴨川市水道ビジョン・経営戦略」、また、一般会計の「令和6年度当初予算編成方針」による中期的な展望に基づいて、緊急性や優先度に配慮しながら、計画的な維持管理等の実施を目指すとともに、施設の耐震化や有収率の向上を目的とした配水管の更新等、優先すべき事業について長期的な視点で補助対象事業の活用など、施設更新財源の確保と併せて、更新事業実施に伴う減価償却費用の増大に見合う収益の確保に努めながら整備を進めて行かなければならないところです。

先ほどもお話いたしましたように、安房地域の末端給水事業統合協議会におきまして、統合に向けた協議を鋭意実施しておりますが、その協議の動向を見定めながら、鴨川市域において必要となる整備や業務の見直しも必要となつてまいります。この様に、鴨川市が抱える様々な課題に適切に対応していくための事業予算を編成していく必要が生じておりますが、水を作り、お客様へ届けるための活動に要する損益勘定では、収入の柱である料金収入が年々減少していく中、物価の上昇による費用の増加に加え、鴨川市一般会計の財政は非常に厳しい状況でありますことから、今後、高料金対策事業補助金に頼る事業運営は難しくなってくるものと考えております。

このようなことから、自然流下系の配水システムを最大限活用するなどの最適な水運用による支出の削減等を模索するとともに、料金体系の見直しが必要な時期と思慮するところでございます。

引続き、水道事業運営委員会委員の皆様方のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

それでは、令和6年度における、水道事業の主な取組をご説明いたします。

まず(1)といたしまして、経営基盤の強化や人材育成でございますが、現在、

統合協議の中で、各係の担当で組織している専門部会におきまして、統合までの間にすり合わせを行っていく、あらゆる事項を協議・検討しておりますが、その中で、安房地域の水道事業体職員との率直な意見交換等が行われており、職員一人ひとりが現在行っている事務事業を見直す良い機会となっております。また、日本水道協会を始めとした、各種研修がございますが、職員の積極的な参加を促し、資質の向上を図ってまいります。

次に（２）では、水道ビジョン・経営戦略など中期的な展望を見直しながら、水道施設の計画的な更新を実施してまいります。

次に（３）では、安房地域末端給水事業体の統合・広域化に向け、統合基本計画の策定に向けた取組を着実に実施してまいります。

次に（４）では、危機管理体制の充実として、緊急資材の備蓄や、他事業体との連携を強化してまいります。

次に（５）では、安定した事業経営が可能となる料金水準等、料金体系の見直しを模索してまいります。

（６）では、持続できるサービスを提供するため、適切な施設の維持管理体制を構築してまいります。

（７）では、鴨川市では漏水が多く、無駄な費用やエネルギー消費をしていることから、新たに構築したマッピングシステムと、料金システム等の連動による、配水分析や漏水分析を実施し、有収率の向上を目指してまいります。

（８）では、統合に向けた取り組みとして、有形固定資産の整理及び資本金の見直しが必要となっておりますことから、施設台帳整備により、資産管理台帳整理及びバランスシートの内容を精査してまいります。

（９）では、各係が実施している業務内容をマニュアル化して、サービスの向上に努めてまいります。

以上９項目を令和６年度の取組としてあげさせていただき、お客様が安心してご利用していただける水道事業を目指してまいります。前置きが長くなりましたので申し訳ございません。ここからが予算の内容となります。

３ページをご覧ください。中段にございます３の予算規模でございますが、まず、収益的収入及び支出からご説明いたします。税込みの数値となっております。

収入では、前年度と比較して 165 万 2,000 円の増となる、15 億 1,334 万 5,000 円を予定しているところでございます。この収入増の主な理由でございますが、前年度と比較して長期前受金戻入などの営業外収益の減はあるものの、業務営業用等の料金収入が増加傾向にありますことから増を予定したものでございます。

次の支出では、前年度と比較して 2,357 万 5,000 円の増となる、15 億 199 万 3,000 円を予定させていただきました。この支出増加の理由でございますが、前年度と比較して営業費用では原水費、浄水費、配水及び給水費におきましては、物価高騰の影響はあるものの動力費等の減少、及び営業外費用では企業債の支払利息の減少がでございます。近年の浄水場等の設備機器の更新需要の増加により営業費用の減価償却費が増加していることが主な要因でございます。

次に資本的収入及び支出のご説明をいたします。収入では、前年度と比較して 1 億 4,099 万 3,000 円増の 4 億 8,212 万 9,000 円と予定させていただきました。これは、建設改良事業に係る企業債借入額でございます。

次の支出では、3,554 万 2,000 円増の、8 億 8,420 万 8,000 円を予定させていただきました。事業内容につきましては、この資料の 5 ページと 6 ページに記載をさせていただきました事業を予定するもので、令和 6 年度におきましては、配水設備費の水道管の更新事業やポンプ所の更新事業を増加させていただいております。

3 ページにお戻りいただいて、続いて、下段の表、4. 借入金等の状況でございますが、企業債残高の状況は、令和 5 年度末残高見込みは 19 億 768 万 4,000 円でございます。令和 6 年度借入額を加え、また令和 6 年度の償還額を差し引いた、令和 6 年度末残高見込みは 20 億 5,658 万 8,000 円となる見込みでございます。

4 ページをご覧ください。令和 6 年度の予算をグラフ化したものでございます。上段のグラフが収益的収支のグラフでございます。下段のグラフが資本的収支のグラフでございます。このグラフの上半分が収入でございます。下半分が支出でございます。また、収益的収支のグラフでは損益計算ができるよう、税抜きにて作成をしております。

収入総額は 13 億 9,627 万円でございます。右の表をご覧ください。給水収

益につきましては、水道料金収入でございます。次の他会計補助金は、高料金対策としての一般会計補助金でございます。次の県補助金は、一般会計が水道事業会計に繰り出すことが条件となります、千葉県市町村水道総合対策事業補助金でございます。次の長期前受金戻入は、補助金等により取得した固定資産の減価償却額を収益化するもので実際の現金の移動はございませんが、収益として計上するものでございます。次のその他は、受託工事収益や受取利息等でございます。

グラフにお戻りいただきまして、下半分は支出に係るものでございまして、支出総額は 14 億 19 万 8,000 円でございます。右の表の職員給与費からとなりますが、企業職員の給料等と、会計年度任用職員報酬等でございます。次の経費は、修繕費、動力費、薬品費、委託料等の水を作り売るための経費でございます。次の受水費は、南房総広域水道企業団からの受水費でございます。次の減価償却費は、過去に建設された施設が、その年度 1 年間でどれだけ水道料金を得るために役立ったかを表すものでございます。次の支払利息は、企業債利息でございます。収入総額から支出総額を差引きいたしますと、392 万 8,000 円の純損失となる見込みでございます。

次に資本的収支でございますが、収入として 3 億 4,113 万 6,000 円を予定しております。右の表をご覧ください。まず、収入の部となります企業債でございますが、施設の更新工事等、建設改良事業の財源となる借入金でございます。次の出資金及び次の負担金でございますが、令和 6 年度はございません。

次に支出として 8 億 8,420 万 8,000 円を予定しております。右の表、建設改良事業費は、施設の建設改良に要する経費でございます。次の企業債償還金は、これまでの借入れ企業債の元金を支払う額でございます。次の予備費は、緊急的な資本的支出に対応するための予備費でございます。

収入から支出を差引き、資本的収入額が資本的支出額に不足する 4 億 207 万 9,000 円は、過年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をさせていただくものでございます。

恐れ入ります、議案 3 の 1 ページと、議案 3 説明資料の 5 のページをご覧ください。カラーの収入支出予算書（案）と書かれたものでございます。まず、予算書、第 2 条 業務の予定量でございますが、資料では、右下に記載してござい

ますので併せてご覧ください。

給水戸数を 1 万 8,700 戸、年間総給水量は、千の位で切り捨てを行いまして 534 万 5,000 立方メートル、一日平均給水量を 1 万 4,644 立方メートルと、昨年度と比較して、給水戸数を 100 戸の増、年間総給水量と一日平均給水量は、人口減少の要因はあるものの本年度の業務営業用の使用水量が復調していることを鑑みまして昨年度同様と見込ませていただきました。

議案説明資料の次のページをご覧ください。資本的支出の建設改良事業費について記載しております。なお、この資料では施設更新等に係る建設改良事業費のみの記載しており、資本的支出に係る職員給与費や営業設備費、これは量水器購入費等となりますが、記載しておりませんことをお含みいただきたいと存じます。

内容でございますが、原水設備費では、昨年 9 月の市議会にて債務負担行為のご可決を頂いております負担金、これは保台ダム更新に係る県への負担金と、工事請負費として原水設備に係る老朽化施設更新事業を行うものでございます。

浄水設備費では、工事請負費として、各浄水場の電気・計装設備、機械設備、また薬品注入設備の老朽化対策を予定しているところでございます。

配水設備費では、委託料として、天津地区等の水管橋等布設替工事及び配水管布設替工事に伴います設計業務委託を、次に、工事請負費といたしまして、漏水対策工事として行う長狭地区の配水管布設替工事や内浦地区の配水管布設替工事を行おうとするものでございます。

その他、道路改良等に伴う配水管布設替工事及び水道管布設に伴う舗装本復旧工事、また、市内の加圧ポンプ所等の更新工事を行おうとするものでございます。

恐れ入ります。予算書をご覧ください。内容につきましては、これまで説明させていただいたものと重複いたしますので省かせていただきますが、1 ページから 3 ページが予算書としての提出議案でございます。4 ページ以降は、実施計画書等、予算に関する説明書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(中村会長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑、ございますでしょうか。

(梶委員)

建設改良事業費ということで6年度も色々と事業計画がありますが、その中で説明資料6、7ページくらいに、昨年に引き続き保台浄水場の工事とか老朽化とかで多いですが、これからも続くような感じですか。

(角田課長)

保台浄水場の更新工事が多いということですが、平成9年に完成して、もうすでに30年近くが経っているという状況でございまして、土木設備につきましては、その老朽化度はそんなに老朽化していない状況でございますけれども、浄水場におきましては機械設備とか電気設備がかなりの数を持っております。その機械設備や電気設備に関しましては法定耐用年数というのがございまして、電気設備、例えばコンピューター設備とかそういったものについては耐用年数がかなり短いということがございまして5年から7年とか、そういったサイクルで更新をしていく必要がございます。また機械設備につきましても耐用年数が15年程度になりますので、15年程度経ったら更新をしていくという形になります。

今の時点で、保台浄水場につきましては機械設備がかなり多いということもございますので、そういった工事が毎年出てくるという形でございます。

(梶委員)

予算的にかなり多いので聞いてみました。

(角田課長)

付け加えまして、こちらの分は資本的支出のほうで整備するものとなっておりますが、この資本的支出につきましては、内部留保しているお金も多少使う

ということもありますけれども、ほとんどが企業債で対応するという形でございます。企業債につきましては、借りたお金を耐用年数に合わせて償還していく形になりますけれども、例えば、電気設備に関しましては大体5年から7年程度でお金を返していくと、機械設備につきましては15年程度でお金を返していくという形になりますが、それに合わせて費用面、収益的支出のものになりますけれども、それが減価償却費として耐用年数に相当する額がその減価償却に持ってくるという形になりますので、そこで費用として、毎年耐用年数に合わせた額を毎年費用化していきますので、一気にお金が出ていくことは出ていくんですが、水道事業費用としては、例えば耐用年数が7年あれば、その費用を7年で割って1年ずつ落としていくという形になります。

(梶委員)

わかりました、ありがとうございます。

(中村会長)

他になれば以上でよろしいでしょうか。

ほかに、ご質問が無いようですので、ただいまの件につきましては、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(中村会長)

異議なしと認め、「議案3 令和6年度鴨川市水道事業会計予算」については、原案のとおり答申することに決定いたしました。以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、議長の職を解かさせていただきます。議事進行について、ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

4 その他

(進行：事務局 小泉課長補佐)

中村会長さん、ありがとうございます。それでは、次第の4「その他」といたしまして、何かございますでしょうか。

特にないようであれば、事務局より報告がございますので、本日お配りいたしました、安房地域における水道事業の統合に係るスケジュールの見直しについて、水道課長から説明させていただきます。

(角田課長)

それでは、本日お配りをさせていただきました、報告資料「安房地域における水道事業の統合に係るスケジュールの見直しについて」というA4の1枚の報告資料をご覧ください。

安房地域の水道事業統合協議会では、これまで令和7年4月の水道事業統合に向けて協議を進めていたところでございますが、昨日開催をされました安房地域の4市町の首長の協議の場であります「令和5年度第2回安房地域水道事業統合協議会」において、統合時期を1年延期する決定をいたしましたので、その旨ご報告するものでございます。

まず、1の理由でございますが、令和6年1月19日に開催をされました、千葉県の実施となる「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会」におきまして、水道用水供給事業体の統合時期を令和7年4月から令和8年4月を目途に見直すことが決定されました。

これを受けまして、安房地域の水道事業体では、不足する水源の確保のための南房総広域水道企業団からの受水と、水道料金抑制のため県からの補助金により水道事業運営を維持しておりますが、用水供給事業体と県営水道の統合が1年延期されたことにより、これまで南房総広域水道企業団からの水道料金水準が示されていない状況の中、安房地域の財政収支見込み等が検討できず、私共の令和7年4月の統合に間に合わせる形での「統合基本計画(案)」の策定などが困難となったところでございます。このようなことから冒頭申し上げました、安房地域の水道事業統合協議会で統合時期を1年延期することを決定させていただいたものでございます。

2の今後についてでございますが、県が主導して行っております水道用水供

給事業体の統合協議と併せて、安房地域の水道事業体統合協議も下段の表のとおりスケジュールの見直しを行うものでございます。

まず、令和6年8月頃までに、統合後の県の取組と並行し、安房地域の財政収支見込み等を検討するもので、次の令和6年12月に各市町議会に報告後、統合基本計画（案）の策定を予定し、令和7年1月までに、統合基本計画（案）のパブリックコメントを実施、令和7年3月にパブリックコメント内容や修正点について各市町議会へ報告をいたしまして、統合基本計画の策定及び基本協定の締結を予定しております。

ここには書かれておりませんが、その後に新たな水道事業体設立のための認可申請事前手続きや、現有水道事業体の廃止に係る認可申請事前手続きを実施いたしまして、令和8年1月に安房地域に水道部を新設いたしまして、この団体から新たな水道事業体の認可申請を行うものでございます。令和8年3月には、現在の各市町が運営する水道事業を廃止いたしまして、令和8年4月を目途に安房地域の水道事業を統合し、新たな事業体による運営を開始しようとするものでございます。

なお、裏面には千葉県スケジュールを記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。報告は以上でございます。

（進行：事務局 小泉課長補佐）

質疑等あれば、お願いいたします。

（渥美委員）

水道事業運営委員会も、もう1年あるということでよろしいか。

（角田課長）

水道事業運営委員会につきましては、現在の水道事業が令和8年3月まで継続しますので、それまでの間は継続して行います。

（長谷川市長）

皆さんに、もしできたら、統合することによって、こういうメリットが…

簡潔に、水道の末端統合を含めて、なぜいいのか、やったほうがいいのか、やらないほうがいいのかというのもあるんだけど、メリットをちょっと簡単に話してくれますか。

（角田課長）

水道事業を統合することのメリットでございますけれども、現在、全国の水道事業体でも同じような状況ございまして、現有する資産の老朽化問題がかなり問題となっております。

その老朽化資産をどうやって更新していくかということがございますが、端的に言えば水道料金を上げて、その更新資産を更新していくという方法がございますが、いきなり水道料金をどんどん上げるというわけにはいきませんので、まずは広域化して、例えば職員ですとか、会計システム等をまとめることにより、かかる支出を削減していこうということが目的の一つでございます。また、人口減少に伴いまして、当然、職員数もどんどん減っていつている状況でございます。職員がそのまま減っていつているというだけだったら、まだちょっといいんですけども、現在、職員については、若い技術職員がなかなか確保できない状況でございます。将来的に今、水道事業を運営している技術者さんの方の技術がそのまま退職によって失われていくということもございます。そういった面も含めまして、広域化することによりまして、かなり広く職員の体制が作れると思っておりますので、若い世代が技術のリレーションしていくということも含めまして、広域化することによるメリットになるというふうに考えております。

ただ、おそらく広域化することによって、皆さん、水道料金が安くなるのではないかというふうに、単純に思われると思います。いま申し上げましたとおり、広域化することにより、かかる費用の削減が大きな目的でございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、現有する資産がかなり老朽化しているということがございまして、単体の事業体では老朽化資産の更新が追いついていないということがございます。今回、国の方の政策によりまして、統合することによって、国からの交付金が10年間、頂けるという大きなメリットがございまして、その統合することによって頂く交付金につきましては、おおむね事業費の

3分の1程度が国からの交付金、あるいは補助金となるという形になりますので、事業費が3分の2ですむという形でございます。また、広域統合することによりまして、余剰施設の廃止等ができますので、そういった余剰施設の経費も削減できる見込みでございます。

ただ、今まで申し上げましたとおり、更新費用がちょっと莫大なものになる、統合後は莫大なものになってくるということがございますので、その更新費用に充てました費用につきましては、先ほども申し上げましたが、企業債等を借りて、またそれが費用として減価償却費に戻ってくるという形になりますので、更新をすればするほど、減価償却費が嵩んでいくということがございます。

現時点での試算で申し上げますと、鴨川市の水道料金は20トンあたり4,500円程度でございますが、それを5,000円を超える料金しないと、今ある資産を更新できないという形になりますので、統合後につきましても、料金が下がるということではなくて、今後は人口減少に伴って料金がどんどん上がっていってしまうということでございます。

ただ、統合しないとですね、もっと上がっていくという状況になりますので、統合することによってその料金が上がる幅を抑えていきたいということが趣旨になっております。ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、以上でございます。

(長谷川市長)

本来ならば、鴨川も老朽管と言いましょうか、時々漏水云々で皆さんにご心配をおかけしているところでして、本来ならば全て新しい管に変えていく必要があるんですけども、なかなか変え切れないということの中で、漏水があったところを直していくというのが今の状況なんですね。

今後、末端給水事業ですか。三芳水道があり南房総があり、それから鴨川があり、鋸南があるね、ここを一緒にすることによって、国からの交付金が10年間にわたって来ることになるわけなんです。そうすると、例えば鴨川市で100万かけて漏水しているところを直しまししょうというのが、その3分の1が国から来ますよ、こういうようなメリットがあるということで、できる限り、今の20トンあたり4500円ですか、本来ならばこれを自前で直していくと5000円を超

えるような状況になるんですけれども、できるだけ市民の皆さんに、負担のかからないようにしていきたいということで、統合していきましょと、これが一つの県の方針、これは鴨川市だけに限らずということでございまして、全ての道路がやっぱり戦後、間もない頃に直したところで、水道事業が始まったところでもありますものですが、それがみんな管が傷んじゃっているんですね。それをできるだけ国あるいは県の交付金を活用しながら直していきましょとということで、それには今鴨川市もいくつか、奥谷から始まっていろいろ東町浄水場だとか保台だとかいろいろなところがあるわけなんですけれども、少しそれを縮小することによって、スリム化していきましょと。そういうことによって経費を抑えていきましょというのが、今のこの統合の進め方、進めようとしているその趣旨でございます。

よく私も当初、県に行ったりして、給水、いわゆる水道料金が上がるようなことになったらやらなくてもいいよ、統合しないでもいいよという言葉も言ったんですけれども、もし統合しなければもっと高くなってしまうというのが、今の現状なんですね。

ですからそれをできるだけ抑えるためには、スリム化して、縮小して、みんなと一緒にやっていけば、職員の数も減っていくし、それから技術的な職員も全てのところで持ち前で、自前で持たなくても済むようになる。こんなようなことから、今その事業を進めているというところを一つ、大枠の中でご理解いただければいいのかなと思っています。

そんなところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。どこも今そうなんですけれども、田んぼもしかり、いろんな事業所もしかり、広域化することによって、できるだけ事務量、あるいは作業する状況を少なくして、機械化なり、今流行りのDXでございますが、コンピュータ化する中で事業を進めていきましょというのが、一つの国の動きになっています。そのようなところを、一つご理解いただきたいと思います。

(梶委員)

ちなみに、鴨川市が20トンで4,500円程度ということですが、三芳とか南房総、鋸南はどのくらいですか。

(角田課長)

20 トンで申し上げますと、今現在で、鋸南町が 5,000 円をちょっと超える、5,050 円ですね。

南房総市と三芳水道企業団は同じ水道料金になっておりますけれども、そこが 4,000 円ちょっとぐらいです。鴨川市が 4500 円程度ですので、だいたい 500 円程度の差がそれぞれある。南房総と三芳水道企業団は鴨川市より 500 円程度安い、鋸南町は 500 円程度高い状況です

(進行：事務局 小泉課長補佐)

他になれば、もう一つ、横渚浄水場の自家発電機の報告がありますので、課長の方からお願いします。

(角田課長)

それでは横渚浄水場の非常用発電機につきまして、ご説明させていただきます。

令和元年房総半島台風災害において、市内各所で停電が発生しました、非常用発電機の老朽化により更新されていなかった横渚浄水場の運転停止したものです。この停電の影響により横渚浄水場が受け持っている約 3,850 戸の断水が発生したものです。

あわせて、横渚浄水場に隣接する水道庁舎も同電源を使用していることから、停電によりパソコン等事務機器や、電話機能、加えて水道庁舎には市内主要施設の中央管理機能が備わっており、また、水道災害対策の本部としての機能も停電により喪失したため、当時、水道事業として大変混乱する事態となったところでした。

このような事態を回避するため、今回横渚浄水場の非常用発電機の整備を行っているものです。

詳細な仕様については、この後、非常用発電機の見学を考えておりますので、その場で浄水係長の吉村からご説明いたしますが、令和 2 年度の設計開始から令和 5 年度中の完成まで 3 年の期間を要し、本年度末に供用を開始できる見込

みでございます。

現在は、発電機を収納するための建築工事は終了しており、非常用発電機及び始動盤などの周辺機器を建屋に収納いたしまして、燃料配管の接続や非常用発電機から水道庁舎の1階にございます、電源切替盤への配線作業に向けて、配線を収納するための配管等の埋設作業を行っております。この後、現場をご視察いただきまして、実際の収納機器等をご覧いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

なお、工事現場になりますので、ヘッドレストをお貸しいたします。

この後、自家発電設備の見学となり閉会

令和6年2月20日

会議録署名人 和泉 良史

会議録署名人 相原 和彦